

現行の計画

<個別目標>

○あらゆる年齢層に対し、がんを予防するための健康教育を推進する

<重点施策>

- ◆地域におけるがんの予防のための健康教育に関する事例の収集及び共有
- ◆地域における家庭・学校・医療機関等と連携した健康教育の推進

1 現状とこれまでの取組

(1) 学校教育におけるこれまでの取組

学習指導要領に基づき、主に体育・保健体育において、疾病の予防と関連付けて指導。

現行学習指導要領に位置付けられている「がん教育」に関する内容

○小学校 ※「小学校学習指導要領」（平成20年3月）体育から抜粋  
(3) 病気の予防について理解できるようにする。  
ウ 生活習慣病等の予防 エ 喫煙、飲酒、薬物乱用と健康

○中学校 ※「中学校学習指導要領」（平成20年3月）保健体育から抜粋  
(4) 健康な生活と疾病の予防について理解を深めることができるようにする。  
イ 生活行動・生活習慣と健康 ウ 喫煙、飲酒、薬物乱用と健康  
カ 個人の健康を守る社会の取組

○高等学校 ※「高等学校学習指導要領」（平成21年3月）保健体育から抜粋  
(1) 現代社会と健康 イ 健康の保持増進と疾病の予防  
(2) 生涯を通じる健康  
ア 生活の各段階における健康 イ 保健・医療制度及び地域の保健・医療機関

※なお、次期中学校学習指導要領（平成33年度から全面实施）では、「内容の取扱い」において「がんについても取り扱うものとする」と位置付けられている。

(2) 東京都教育委員会の取組

- 教員の意識啓発と指導力向上を目的とした特別講演会の実施（平成27年度～）
- 区市町村教育委員会との連絡協議会において、文部科学省が発行した教材やガイドラインの周知と積極的な活用の促進（平成28年度～）
- 学識経験者や有識者等による健康教育推進委員会を設置し、児童・生徒向けリーフレットを作成（平成28年度～）

(3) 区市町村における健康教育の実施状況

○ がんについての健康教育は、主として区市町村が「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針（厚生労働省）」に基づき、実施することとされているが、取組が進んでいない自治体が多い。

<参考> 集団健康教育で実施を予定している内容

	一般	歯周疾患	ロコモティブシンドローム	COPD	病態別	薬
集団健康教育実施内容	47	32	24	6	31	3
	85.5%	58.2%	43.6%	10.9%	56.4%	5.5%

※集団健康教育を実施予定の区市町村のみ回答

※平成27年度健康増進事業に係る実施状況調査結果

2 課題

(1) 学校におけるがん教育について

○文部科学省「がんの教育総合支援事業」におけるモデル事業の成果と課題や、学習指導要領の改訂を踏まえ、がん教育の適正な実施と指導内容の充実を図る必要がある。  
○がん教育を進めるにあたり、外部講師の活用体制を整備し、それぞれの専門性が十分生かせるような指導の工夫を行うなど、教員との十分な連携のもとに実施する必要がある。

(2) 都民に対するがん教育について

○地域における健康教育の実施状況を把握し、都民に向けた生活習慣病の要因等の情報を提供することで、都民のがんに対する正しい理解を促していく必要がある。

【参考：国のがん対策推進基本計画案】

【取り組むべき施策・個別目標】

- 国は、学校におけるがん教育に関する実施状況を把握し、教員や外部講師を対象とした研修を実施する。
- 都道府県や市町村が教育委員会及び衛生主管部局と連携して会議体を設置し、関係団体との協力や外部講師の活用をしながらがん教育が実施されるよう、国は、必要な支援を行う。
- 国や地方公共団体は、検診等の普及啓発活動を推進する。関係団体の普及啓発活動をより一層支援するとともにがん相談支援センターやがん情報サービスに関する広報を行う。
- 事業主や医療保険者は、雇用者や被保険者・被扶養者ががんに対する正しい知識を得られるよう努める。
- 国は、全国での実施状況を把握した上で、地域の実情に応じた外部講師の活用体制の整備やがん教育充実に努める。
- 国民ががん予防や早期発見の重要性を認識し、自分や身近な人が罹患してもそれを正しく理解し向き合えるよう、国は、がんに関する知識の普及啓発を更に進める。

【参考：国の動向】

≪平成26年度～平成28年度≫

- ・「がんの教育総合支援事業」を実施し、全国のモデル校におけるがん教育を実施。
- ・「がん教育の在り方に関する検討会」を開催し、がん教育の在り方を検討。

≪平成28年4月≫

「がん教育推進のための教材」「外部講師を用いたがん教育ガイドライン」

≪平成29年3月公示≫

小学校及び中学校学習指導要領改訂（小学校は平成32年度より、中学校は平成33年度より全面实施）

3 次期計画における施策の方向性（案）

<施策の方向性>

☆あらゆる世代に対する健康教育の促進

<目標>

- 学校におけるがん教育のさらなる推進を図る。
- あらゆる年齢層を対象としたがん予防のための健康教育及び普及啓発を推進する。

<重点施策>

◆学校におけるがん教育の推進

- ・全公立学校の児童・生徒を対象に、それぞれの発達段階に応じたリーフレットを配布するなど効果的ながん教育を実施
- ・体育関係の研究指定校等において、リーフレットや外部講師等を活用したモデル授業を展開し、がん教育の実践例を普及
- ・教員を対象とした特別講演会を実施し、がん教育に関する意識啓発と理解促進及び指導力の向上を推進
- ・学校保健委員会やPTA主催の講演会等を活用して、保護者や地域の関係機関と連携したがん教育を推進

◆学校におけるがん教育について、医師やがん経験者等との連携体制の構築

- ・医師やがん経験者などの外部有識者や関係部署等から構成する「東京都がん教育推進協議会」を設置し、外部講師を活用したがん教育のための連携体制を構築

◆あらゆる世代に向けたがん予防のための健康教育の実施

- ・区市町村が行う健康教育の事例を収集し、先駆的な取組を地域に紹介するなど、情報共有を通じた地域のがん教育を推進
- ・都民ががん予防や早期発見の重要性を認識できるよう、様々な媒体を活用した効果的な普及啓発活動を実施
- ・健康経営アドバイザーの活用等、企業が行う従業員の健康づくり・がん対策の取組を支援